

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 の 公 告						
令和7年9月12日						
新潟県上越市長 中川 幹太						
次のとおり差押財産の公売を実施するので、国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。						
公売財産、 公売保証金及び見積価額	売却区分番号	公 売 財 産		公売保証金	見積価額 (最低入札価額)	
		名 称、性 質、所 在、地 上 権 等 の 内 容	数 量			
	7－2	別紙のとおり		—	200, 000円	1, 925, 000円
	備考 1 上記売却区分の番号ごとに公売します。入札は売却区分の番号ごとに、入札してください。 2 見積価額欄に※印のあるものは、その見積価額が該当物件にも貼付してあります。					
公 売 方 法		入 札（期日入札）				
公 売 日 時	入 札	令和7年10月22日（水）午後1時30分から午後1時45分まで				
	開 札	令和7年10月22日（水）午後1時47分				
公 売 場 所		上越市役所木田第一庁舎 3階 301会議室				
売 却 決 定	日 時	令和7年11月12日（水）午前11時00分	場 所	上越市財務部収納課		
買受代金納付期限		令和7年11月12日（水）午後2時00分まで				
配当を受ける者の権利の申出について		この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を当市に申し出てください。				
その他	1 公売は現況有姿により行います。公売公告の内容等が現況と異なる場合は現況が優先されます。現地下見会は行いません。 2 この公売に違反した者、国税徴収法第92条に規定する者、又は第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。 3 入札者に国税徴収法第108条各号及び同条第5項に該当する事実があった場合は、最高価申込者等の決定を取り消します。 4 公売保証金の提供は現金に限ります。入札日に会場にて提供してください。 5 公売保証金の提供を要する公売財産についての入札は、その提供後でなければ入札できません。 6 所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。入札価格を訂正したものは無効として取扱います。なお、一度提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。 7 見積価額以上の入札者のうち、最高価額の者を最高価申込者とし、最高価申込者に対して売却決定を行います。なお、売却決定金額は入札価額となります。 8 最高価申込者となるべき者が二人以上あるときは、開札場所において、開札後直ちに追加入札を実施します。ただし、追加入札後も最高価額の入札者が複数あるときは、くじにより最高価申込者を決定します。 9 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高価入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上のもの）による入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります（国税徴収法第104条の2）。なお、次順位による買受申込みの催告は、開札の場所において最高価申込者の決定後直ちに行います。 10 見積価額に達した入札者がいない場合には、直ちに再度入札を実施することがあります。なお、この場合において、見積価額の変更は行いません。 11 公売財産に係る徴収金の完納の事実が、買受代金の納付前に証明されたとき、又は買受代金納付後であっても取消すべき重大な事由があるときは売却決定を取消します。 12 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産はそれを得たときになります。 13 買受代金の納付は、収納課窓口にて現金で納付いただくか、市が指定した金融機関口座にお振り込みいただきます。（振込手数料をご負担いただきます。） 14 執行機関(上越市)は買受人に対して公売財産の引渡しを行いません。また、執行機関は公売財産について種類又は品質に関する担保責任等を負いません。また、公売財産が土地の場合、土地の境界については、隣接土地所有者と協議してください。 15 買受人は権利移転に伴う費用（登録免許税の額に相当する国庫金領収証書）及び別途交付する「所有権移転登記請求書」を売却決定の日までに提出してください。 16 次順位買受申込制度が適用された財産について、次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。 17 本件公売は国税徴収法及び同法施行規則により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述をしなければ入札できません。詳細は市ホームページ、もしくは上越市財務部収納課にて確認してください。 18 上記売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が変更される場合があります。 19 公売公告兼見積価額の公告別紙の記載事項に注意してください。					

公売公告兼見積価額の公告別紙 (公売財産の名称、数量、所在、公売財産上の権利の内容、公売保証金及び見積金額)																									
売却区分番号	7－2	見積価額	1，925，000円																						
		公売保証金	200，000円																						
(公売財産の名称、性質、所在及び地上権等の内容) 不動産の表示（登記簿の表示による） 1 所在 新潟県上越市南高田町 地番 690番 地目 雑種地 地積 165.00㎡ 2 所在 新潟県上越市南高田町 地番 691番 地目 雑種地 地積 33.00㎡ 以下余白																									
不動産の概要 1 公法上の規制等に関する事項 (1) 都市計画法 <table><tr><td>区 域</td><td>市街化区域</td></tr><tr><td>用途地域</td><td>第一種中高層住居専用地域</td></tr><tr><td>地域地区</td><td>指定なし</td></tr><tr><td>地区計画・開発事業等</td><td>都市計画道路「3・4・16 薄袋荒町線」の整備予定あり</td></tr><tr><td>制限の概要</td><td>建築物を建築する場合は、建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、または除却することができるものであると認められる場合は建築することが可能です。あわせて都市計画法第53条第1項の許可申請が必要です。 ①階数が2以下で地下を有しないこと。 ②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。 ※駐車場整備地区指定 なし</td></tr></table> (2) 建築基準法 <table><tr><td>建ぺい率</td><td>60%</td></tr><tr><td>指定容積率</td><td>200%</td></tr><tr><td>高さ制限</td><td>有（隣地斜線制限、道路斜線制限）</td></tr><tr><td>日影規制</td><td>有（4時間/2.5時間）</td></tr></table> (3) 景観法 景観法に基づく景観計画区域 ※建築物、工作物の新築などで届出条件に該当する場合は、色彩などの基準に適合しなければなりません。 (4) 接面道路 有（東側：建築基準法上の道ではありません。） 2 使用状況 ・雑草が生えています。 ・所有者不明の残置物があります。 ・北側、南側、西側隣接地との間にブロック塀が設置されています。 3 対象物件に関するその他の事項 ・水道：公営（引込有）、ガス：都市ガス（引込可）、下水道：公共下水道（引込有） ※詳細は上越市ガス水道局にお問い合わせください。 ・文化財埋蔵地の指定の有無 なし ・地下埋設物の確認や土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。 ・公売対象物件1と2は、国税徴収法第89条第3項の規定に基づき、一括換価の方法により公売を行います。 <tr><td colspan="2">その他事項</td><td colspan="2">公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。</td></tr>				区 域	市街化区域	用途地域	第一種中高層住居専用地域	地域地区	指定なし	地区計画・開発事業等	都市計画道路「3・4・16 薄袋荒町線」の整備予定あり	制限の概要	建築物を建築する場合は、建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、または除却することができるものであると認められる場合は建築することが可能です。あわせて都市計画法第53条第1項の許可申請が必要です。 ①階数が2以下で地下を有しないこと。 ②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。 ※駐車場整備地区指定 なし	建ぺい率	60%	指定容積率	200%	高さ制限	有（隣地斜線制限、道路斜線制限）	日影規制	有（4時間/2.5時間）	その他事項		公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。	
区 域	市街化区域																								
用途地域	第一種中高層住居専用地域																								
地域地区	指定なし																								
地区計画・開発事業等	都市計画道路「3・4・16 薄袋荒町線」の整備予定あり																								
制限の概要	建築物を建築する場合は、建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、または除却することができるものであると認められる場合は建築することが可能です。あわせて都市計画法第53条第1項の許可申請が必要です。 ①階数が2以下で地下を有しないこと。 ②主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。 ※駐車場整備地区指定 なし																								
建ぺい率	60%																								
指定容積率	200%																								
高さ制限	有（隣地斜線制限、道路斜線制限）																								
日影規制	有（4時間/2.5時間）																								
その他事項		公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。																							